2　第２回弁済

別表11―１の一般更生債権に対する第２回弁済は、第２回弁済原資金額を、各更生債権者の第２回更生債権弁済日の弁済対象更生債権の残高（弁済対象更生債権額から第１回弁済額を控除した額。ただし、売却更生担保物件に係る更生担保権又は他の担保から変換された預金質権に係る更生担保権を有する更生債権者については、弁済対象更生債権額から前述第２節第１款第２、２⑵の定めにより算出された第１回弁済額を控除した額。）に応じて按分した金額を第２回弁済額とし、これを、第２回更生債権弁済日に弁済する。

かかる第２回弁済後に残存する確定更生債権の全てについて、免除を受ける。

3　不確定期限付債権についての特則

別表11―２の一般更生債権（不確定期限付債権）を有する債権者については、第１回更生債権弁済日に不確定期限付債権の期限が到来したものとみなして、前述１及び２に従って権利の変更及び弁済を行う。

4　第１回弁済と第２回弁済をあわせて行う場合の特則

更生会社は、更生計画認可決定確定日から起算して４か月以内に第２回弁済を行うことが可能である場合（更生計画認可決定確定日から起算して４か月以内に、弁済原資組入資産の売却等処分又は売却等処分をしないことの決定及び売却更生担保物件の売却等処分による更生担保権の弁済金額の決定を終えて、法律家管財人が裁判所の許可を得て第２回弁済原資金額を決定した場合）、第１回更生債権弁済日と第２回更生債権弁済日を更生計画認可決定確定日から起算して４か月以内の同一の日に定め、第１回弁済と第２回弁済を同日にあわせて行うこともできる。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

本更生計画に基づく弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。ただし、更生担保権者、更生債権者が預金口座を指定しその口座への振込みを求めた場合には、更生会社の振込手数料負担において、債権者の指定する口座に円貨を振り込む方法で行う。

公租公課の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。

弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第２　放棄又は取下げの取扱い

更生計画認可決定までの間に、確定した更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあった場合、放棄又は取下後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済金額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定後に更生担保権、更生債権が一部譲渡又は一部移転された場合、更生手続開始決定時点の債権額を基準として権利の変更の定め及び弁済方法の定めを適用し、一部譲渡後又は一部移転後の債権額に応じて按分して弁済し、同じく按分して債務の免除を受ける。

第４　免除の効力発生日

更生債権等に対する免除は、第２回更生債権弁済日にその効力を生ずる。

第５　端数の処理

本章記載の基準による更生担保権者又は更生債権者への弁済金額の算出にあたっては、１円未満の端数は、切り上げる。

第６　充当の順序

弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、本更生計画に特別の定めがある場合を除くほか、①元本、利息、損害金の順とし、また、②いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第４章　未確定更生債権等の措置

未確定の更生債権等は存在しない。

第５章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

第１　存続する担保権

1　不動産に係る担保権

⑴　別表12「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の不動産に係る担保権は、更生計画認可決定以後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定によって同欄記載の額に確定する。

⑵　別表12「存続する担保権一覧表（不動産）」記載整理番号１乃至９の売却更生担保物件でない不動産を目的とする担保権は、前述第３章第２節第１款の定めに基づき弁済が完了するときに消滅する。消滅する担保権の担保権者は、管財人が書面により要請した日から起算して２週間以内に、管財人に対し、当該担保権の抹消登記に必要な一切の書類を交付しなければならない。

別表12「存続する担保権一覧表（不動産）」記載整理番号10の売却更生担保物件を目的とする担保権は、裁判所が当該物件の売却の許可をしたときに消滅する。消滅する担保権の担保権者は、裁判所が当該物件の売却を許可し、管財人が当該許可の事実を当該担保権者に通知した日から起算して２週間以内に、管財人に対し、当該担保権の抹消登記に必要な一切の書類を交付しなければならない。

2　リースに係る担保権

⑴　別表13「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定以後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

⑵　別表13「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権は、前述第３章第２節第２款の定めに基づき弁済が完了するときに消滅する。更生会社は、リース期間が満了するまでリースに係る担保権の目的（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。

⑶　弁済完了以後、管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）は、当該弁済を受けた担保権者に対し、リース物件の所有権放棄を求めるか、当該担保権者の責任と費用負担において当該リース物件を引き上げることを求めることができる。

管財人が当該担保権者に対しリース物件の所有権の放棄を求めようとする場合、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信日から起算して１か月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は同意したものとみなす。当該リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされない場合、当該担保権者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。

3　他の担保権から変換された預金質権に係る担保権

⑴　他の担保権から変換された預金質権に係る担保権は、更生計画認可決定以後も、担保変換額と同一の額で存続する。

⑵　他の担保権から変換された預金質権に係る担保権は、更生担保権弁済日に消滅する。消滅する預金質権の担保権者は、更生担保権弁済日に、当該預金質権の消滅に基づく必要な事務手続を完了しなければならない。

第２　火災保険

1　更生会社が更生担保物件たる建物を目的として更生計画認可決定時に締結している火災保険契約がある場合、当該火災保険契約は、保険期間満了後も順次更新する。当該更生担保物件に係る更生担保権者が当該火災保険金請求権の質権をあわせ有する場合には、保険契約更新の都度同一内容の質権を設定する（以下「保険金質権」という。）。

2　保険金質権は、当該火災保険契約の目的たる建物に係る更生担保権が消滅したときに消滅する。